

# 23年度の一体的実施事業 の実施状況について



## 23年度の一体的実施事業の実施状況について

### 1 一体的実施事業の内容

閣議決定されたアクション・プランに基づき、自治体からの提案を受けて23年度中に一体的実施事業を開始したのは、24自治体(5道県19市区)

- 業務別にみると、国は、事業主支援に特化した北海道の事例等を除き、ほとんどすべての一体的実施事業で職業紹介業務を行っている。なお、国が雇用保険関連業務を実施しているところはなかった。

自治体側の主な業務は、

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 福祉         | : 12自治体 (12市区)   |
| ② 職業紹介       | : 3自治体 (3市区)     |
| ③ 内職斡旋       | : 2自治体 (2市区)     |
| ④ ②・③以外の就労支援 | : 7自治体 (4道県、3市区) |
| ⑤ 事業主支援      | : 4自治体 (1道、3市区)  |
| ⑥ その他        | : 2自治体 (1道県、1市)  |

と様々であるが、福祉関係業務が12自治体と最も多い。

なお、自治体側の業務を民間に委託している自治体が5つあり、特に道県の一体的実施では業務を委託している例が多い。

この結果、国の職業紹介と基礎自治体(市区町村)の福祉関係業務を組み合わせた一体的実施事業が12自治体と最も多くなっている。

\* 1つの自治体で①～⑤の複数を実施している取組がある。

- 主な支援対象者別にみると、

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 生活保護受給者等 | : 12自治体 (12市区)   |
| ② 障害者      | : 5自治体 (5市区)     |
| ③ 子育て中の者   | : 2自治体 (1道県、1市)  |
| ④ 若者       | : 5自治体 (1道県、4市)  |
| ⑤ 一般求職者    | : 10自治体 (1道県、9市) |
| ⑥ その他(*)   | : 6自治体 (2道県、4市区) |

となっており、生活保護受給者等を対象とした取組が最も多い。

また、生活保護受給者等を対象とした取組の一部には、基礎自治体の実施主体である福祉サービスの対象である障害者や子育て中の者も支援対象に含めているものがある。

\* 1つの自治体で①～⑤の複数を対象としている取組がある。

\* ①の「生活保護受給者等」は、生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者などの生活困窮者を指す。

\* ⑥の「その他」には、U・Iターン、外国人、事業主を対象とする取組が含まれる。

- 一体的実施事業は、アクション・プランにおいて、自治体の主導の下で実施することとされており、自治体からの提案に基づき、国と自治体が協議をして、事業内容を決定するという特徴がある。

これを踏まえれば、基礎自治体が行う福祉分野、特に生活保護の分野において、ハローワークが行う職業紹介との連携のニーズが高いことがわかる。

- 実施場所については、

- ・ 自治体の庁舎等 : 16自治体(16市区)
- ・ 民間ビル : 7自治体(5道県、2市)
- ・ ハローワーク : 1自治体(1市)

となっており、自治体の庁舎等で実施している取組が最も多い。

さらに、自治体の庁舎等で実施している16自治体については、自治体側の業務が福祉業務であるものが10自治体と最も多く、いずれも生活保護受給者等を対象とした取組を行っている。

これを踏まえれば、現在、福祉サービスを提供している自治体(福祉事務所)の庁舎等においてハローワークの職業紹介を行うことにより、ワンストップでサービスを提供して、就労可能な福祉サービス利用者を少しでも就職に結びつけたいという自治体のニーズが高いと考えられる。

- なお、すべての一体的実施で首長と労働局長などの間で協定が締結され、事業計画が策定されている。また、運営協議会も設置されている(運営協議会に労使が参加しているのは、7自治体(2県、5市区))。

## 2 一体的実施事業の事業目標の達成状況

- 23年度中に一体的実施を開始した24自治体のうち、事業実施期間がごく短期間であった自治体を除き、事業目標が設定された21自治体の達成状況は、

- ・ 達成 : 10自治体(1県、9市区)
- ・ 一部達成 : 10自治体(1県、8市区)
- ・ 未達成 : 1自治体(1道)

となっている。全体として、事業計画に規定された事業目標を概ね達成しており、比較的順調な進捗状況である。

\* 事業目標については複数目標を設定している自治体があるため、「達成」、「一部達成」、「未達成」に分類。「達成」とはいずれの目標も達成、「一部達成」とは一部目標を達成、一部目標を未達成、「未達成」とはいずれの目標も未達成を指す。

- 特に、生活保護受給者等を対象とした一体的実施事業を行っている12自治体のうち事業目標が設定された10自治体において、生活保護受給者等に関する目標の達成状況は、

- ・ 達成 : 6自治体(6市区)

- ・ 一部達成 : 4自治体(4市区)  
となっている。

また、目標が一部達成の自治体でも、職業相談件数の目標は達成していないものの、就職件数や就職率の目標は達成しているケースもあるなど、概ね順調な進捗状況である。

### 3 一体的実施事業に対する関係者の評価等

#### (1) 運営協議会での評価等

- 上記2のとおり、比較的順調な進捗状況であることから、それぞれの一体的実施事業に設置された運営協議会でも、事業に対する肯定的な評価が与えられている例が多い。

#### 【主な評価】

- ◇ 市の窓口と国の職業相談の窓口が近くなり、情報交換がしやすくなった。
- ◇ 市の福祉部門とハローワークの就職支援を一体化した効果が表れている。
- ◇ 区就労支援員、ケースワーカーとハローワークの就職支援ナビゲーターが、情報を常に共有し、よりの確な支援ができています。
- ◇ 地域の雇用対策を推進していくためには、ハローワークとの連携が不可欠である。自治体だけで雇用対策を十分に行うことは難しいため、国と連携し、広く区民に対するサービスを提供することが重要。

- 特に、生活保護受給者等を対象とした事業については、以下のような評価がされている。

#### 【主な評価】

- ◇ 対象者の状況に応じて連携することにより、迅速かつきめ細かな一体的支援を実施する環境が整った。
- ◇ 多くは自動車を保有していない生活保護受給者に対し、従来はハローワークまで交通機関を使う必要があったが、一体的実施施設の設置後は積極的に誘導できるようになった。
- ◇ 生活保護受給者と市の就労支援員やケースワーカーが同行してハローワーク窓口を訪れる機会が多くなり、本人が抱える固有の事情を考慮しながら、市の専門員と連携し、より適切な相談ができるようになった。
- ◇ 担当ケースワーカーとハローワークのナビゲーターが生活保護の受給申請相談の段階から就労支援の方法や就労阻害要因の解決策について直接相談できるなど、この事業の効果は大きい。
- ◇ 23年度は、支援の途中で来所が途絶える者や予約日に来所しない者に対するフォローがやや十分ではなかった点を踏まえ、24年度は区との連携

を更に深めるとともに、ハローワークからの積極的な働きかけや、きめ細かな支援の実施に努めていく。

- 一方、課題としては、周知・広報を挙げるケースが多かった。

【主な意見】

- ◇ 周知・広報の不足から認知度が低い。
- ◇ 目標を達成できなかった要因として、求職者への施設の浸透が進まなかったこと、開設が一般的に求人・求職活動が停滞する時期（11月）であったこと、雇用情勢が厳しい中で紹介から就職決定まで時間がかかる状況にあったことが影響したと考えている。

- また、一体的実施を更に効果的に行うためには、職員体制の充実が必要との指摘もあった。ハローワーク本所の職員が定期的に巡回して応援している実態もあるが、ハローワーク本所の機能が分散する面もあり、体制面の課題が明らかになってきている。

自治体側においても、例えば、障害者の分野において、就労支援員が就労に関して技能を身につける必要があるとの指摘もあった。

- なお、一部の自治体からの要望では、一体的実施を行う拠点の追加や職員体制の充実のほか、生活保護受給者等を対象とした取組で就職に至らなかった者についてのハローワークによる要因分析の実施の要望などもあった。

## (2) 首長からのコメント

1県・8市区の首長からコメントが寄せられているが、特に、

- ・ 国と自治体が一体的に事業を実施すること  
ワンストップでサービスを提供すること（国と自治体と同じ場所で事業を実施すること）、職員間の連携など国と自治体の連携が強化されること 等
- ・ ハローワークの機能  
ハローワークの全国ネットワーク、ハローワークの求人開拓 等  
について高い評価がなされている。

## (3) 就職の事例及び支援の事例等

- 一体的実施事業による就職の事例を見ると、
  - ・ 国と自治体の職員間の連携が強化されることなどによって就職に結びついた事例や、個別求人開拓などハローワークが事業主に対して積極的に働きかけを行ったことにより就職が実現した事例が見られるとともに、
  - ・ 一体的実施を行う自治体の外に就職している者が一定数以上いることがデ

一タから読み取れ、ハローワークの全国ネットワークが求職者の就職実現に貢献していると考えられる。

- 一体的実施事業における国と自治体の支援の事例を見ると、
  - ・ 生活保護受給者等を対象とした取組については、福祉事務所とハローワークが支援対象者の情報等を実務的に共有することで一貫した効果的なアプローチが可能となるなどの効果が一般的に見られる。  
これに加えて、完全予約・担当者制で国が職業紹介業務を実施（新宿区）、市が心理カウンセラー・保健師を配置しポルトガル語通訳を配置（総社市）といった地域の実情に応じた体制を整備し、きめ細かな支援を実施しているケースもある。
  - ・ 国と地方が一体的に事業を実施することの利点を最大限活用するため、例えば、青森県ではハローワーク・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションの3つの機関によるチーム支援が開始されている。  
これについては運営協議会でも、「一体的運営の効果が大きく表れている」と評価され、利用者側から「チーム支援についても、引き続き3施設の職員が情報共有をしながら一体となって若年者を支援し、一人でも多く就職に結びつけていければ良い」といった意見が寄せられている。
- なお、一体的実施事業の実施を契機にして、国と自治体の職員間の連携をさらに強化しようとするケースもある。例えば、札幌市と北海道労働局の間では、相互に研修を行うとともに、市と労働局の間で人事交流を開始するといった動きがある。

#### 4 一体的実施事業全体の分析・評価と今後の方向性

##### (1) 分析と評価

- 上記1～3によれば、国が行う職業紹介と自治体が行う業務をワンストップで提供することのニーズは高く、かつ、一定の実績が上がっている。  
特に、生活保護受給者等に対する取組については、基礎自治体が重要性を強く認識しており、ハローワークと一体となって就労支援を実施するニーズは高い。  
こうした中で、生活保護受給者等を対象とした一体的実施については、福祉サービスを提供している基礎自治体（福祉事務所）と連携して、全国ネットワークを有するハローワークが職業紹介を行うことにより、多くの支援対象者の就職が実現するなど、成果が上がっている。
- 一体的実施事業の成果が上がっている具体的な要因としては、
  - ・ 利用者にとっては、ワンストップで国と自治体のサービスが提供されることにより、利便性が向上すること

- ・ 国と自治体の職員間の連携の強化が図られること
  - ・ ハローワークの全国ネットワークを活用するとともに、ハローワークが行う求人開拓や事業主指導と一体となった職業紹介が実施されることにより、利用者の就職に結びついていること
  - ・ 福祉サービス利用者を対象とした一体的実施事業については、例えば、支援対象者の同意を得て、福祉事務所とハローワークの間で情報を共有する取組により、支援対象者に対する一貫したアプローチが可能となっていること
- などが挙げられる。

- この中で、生活保護受給者を対象とした一体的実施事業の成果が上がっている要因としては、
- ・ 生活保護の申請段階等の早いタイミングから就労支援を開始できること
  - ・ 自治体の生活保護窓口隣接してハローワークの窓口を設置したケースでは、就労希望者を直ちに職業紹介窓口へ誘導することにより、就労意欲を損なうことなくマッチングが可能であること
- などが挙げられる。

- このようにハローワークが自治体（特に基礎自治体）と連携することにより、地域住民のニーズを満ちし、利便性を向上することが可能となっている。

## (2) 今後の方向性

- 一体的実施事業の好事例を積極的に発信して、一体的実施に対する関心を高め、ハローワークの実施体制も十分考慮しつつ、事業の実施を希望する自治体には可能な限り対応するとともに、既に開始している一体的実施事業の実績を更に上げていくことが必要である。
- アクション・プランにおいて「当該一体的な実施を3年程度行い」とされていることから、3年程度経過後に「事業がなくなってしまうのではないか」といった自治体からの不安の声がある。
- こうした中で、特にニーズが高く、成果も上がっている生活保護受給者等を対象とした事業については、「福祉から就労」支援事業との関係も整理しつつ、今後恒久的な事業として位置づけていく必要がある。
- また、職員体制の充実の必要性も指摘されているが、地域のニーズにきめ細かに対応できるように、国と自治体がそれぞれ適切な人員配置をすることが必要である。国においては、ハローワーク本所の機能が分散して業務効率が低下することのないように留意しつつ、必要な職員の配置など、適切な対応をとることが求められる。
- さらに、国・自治体とも双方の職員・相談員のレベルアップが必要であり、



研修などを積極的に実施していくことが求められる。

○ さらに、労使等の関係者の意見を一体的実施事業に反映させるために、自治体の意向を踏まえつつ、運営協議会への労使の参加を更に進めることが必要である。また、一体的実施事業を行っている労働局では、地方労働審議会等の場において労使等の関係者の意見を聞き、事業内容に反映させていくことが必要である。

○ 地域の住民のニーズに対応した雇用対策を展開していくためには、一体的実施事業に取り組むことだけでなく、雇用対策全般について国と自治体が十分に連携していくことが必要である。

一体的実施事業を契機として、自治体と国（労働局・ハローワーク）の間の相互理解や連携を更に深め、地域の雇用対策全般における国と自治体の取組を強化していくことが望ましい。

以 上